解散公告（第三回）

当組合は、平成三十年三月四日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十四日

鹿児島県姶良市寺師一〇〇五番地一
寺師郷友生産森林組合
清算人　仮屋　幹雄

配当公告

愛知県一宮市神山二丁目一四番一八号
破産者　合資会社柴新染工所

右の者に対する名古屋地方裁判所一宮支部平成二十九年（フ）第六十一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一、八五七、〇七九、一六七円
（内優先的破産債権額
金七、四八一、二一二円）

一、配当をすることのできる金額
金三六、四六二、〇四九円
（内優先的破産債権額
金七、四八一、二一二円）

平成三十年四月二十四日

名古屋市中区丸の内二丁目一七番一三号NK丸の内ビル七〇一号平井綜合法律事務所
破産管財人　弁護士　平井　朝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市大手町一二三番地、最後の住所山形市大字松原七七九番地一　みこころの園南山形　被相続人　亡　金子トシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十四日

山形市上桜田一丁目一三番一八号
相続財産管理人　司法書士　髙橋　千幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市幸区小向西町四丁目六八番地、最後の住所埼玉県越谷市蒲生愛宕町二番二号　ライオンズマンション新田第二　二〇四号　被相続人　亡　山田　春樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十四日

埼玉県草加市高砂二丁目二一番三七号　エクセランサビル二階　草加法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙橋　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区久我山五丁目三一〇番地、最後の住所東京都小平市小川町一丁目四二七番地の一五七　被相続人　亡　村松　英樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十四日

東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階オオノ・キド法律事務所
相続財産管理人　弁護士　城戸　貴明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区鍛冶町二丁目一八番地二、最後の住所東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎九二二番地一みずほ園　被相続人　亡　田中　エミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十四日

東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階オオノ・キド法律事務所
相続財産管理人　弁護士　城戸　貴明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区上池袋三丁目一九七番地、最後の住所東京都町田市図師町二九八七番地　サルビア荘　被相続人　亡　田中　昭治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十四日

東京都千代田区大手町一丁目七番二号東京サンケイビル二五階センチュリー法律事務所　相続財産管理人　弁護士　野村　完

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀六七九番地一、最後の住所東京都大田区北馬込一丁目二七番二〇―三〇八号　被相続人　亡　塩崎　正幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十四日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル八三九区中外合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田辺研一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区西五反田六丁目五番、最後の住所東京都品川区西五反田六丁目五番一〇号　被相続人　亡　子髙　孟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十四日

事務所東京都新宿区荒木町二二―四二エプコットビル一階山崎貴啓法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山崎　貴啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区伊勢町一一番地四、最後の住所川崎市川崎区藤崎一丁目一三番八―四〇六号パークファミリア　被相続人　亡　小碇　晴次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十四日

神奈川県川崎市川崎区東田町六番地二ミヤダイビル七階　ＡＬＩＶＥ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　矢澤　夏子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区尻手一丁目九番、最後の住所横浜市鶴見区江ケ崎町二番四二号社会福祉法人横浜市福祉サービス協会新鶴見ホーム　被相続人　亡　早川トシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十四日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル七階
相続財産管理人　弁護士　山川　英夫

第50期決算公告

平成30年3月18日

東京都品川区大崎五丁目10番10号
フォルボ・ジークリング・ジャパン株式会社
代表取締役社長　佐藤　守

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,150	流動負債	1,037
固定資産	1,343	（賞与引当金）	(43)
		固定負債	1,279
		（退職給与引当金）	(1,279)
		株主資本	2,177
		資本金	330
		利益剰余金	2,076
		利益準備金	82
		その他利益剰余金	1,994
		（うち当期純利益）	(434)
		評価・換算差額等	△229
資産合計	4,493	負債・純資産合計	4,493